

◎新潟県告示第985号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県新潟地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年9月3日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業 阿賀満地区 第1次境界測量業務委託）
- 2 作業期間 令和6年7月26日から令和7年1月31日まで
- 3 作業地域 新潟県新潟市秋葉区満願寺、大安寺他 地内